

じんけん瓦版 第49号

発効日：2013年9月15日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

えん罪とメディア～幻の「筋弛緩剤殺人」報道検証～

6月8日（土）牛込聖公会聖バルナバ教会にて人権週間講演会「えん罪とメディア～幻の『筋弛緩剤殺人』報道検証～」と題して、ジャーナリストの山口正紀さんからお話しを伺いました。この事件で無実を訴える被害者の支援活動をされている一羊会の森田麻里子さんに寄稿いただきました。

森田 麻里子（東京聖三一教会）

☆守大助さんから聖公会への支援要請

2008年1月「仙台 北陵クリニック事件」で無実を訴える守大助さんが、仙台拘置所から聖公会に支援要請の手紙を下さいました。聖公会には窓口がないため、同年秋に有志で「一羊会」を立ちあげ、無期懲役が確定して千葉刑務所に移送された守大助さんに手紙を出す活動をしてきました。

☆「幻の『筋弛緩剤事件』」って？

えん罪は最も過酷な人権侵害です。「北陵クリニック事件」は「筋弛緩剤点滴殺人事件」として朝日新聞を先頭にメディアが大報道、守大助さんは「恐怖の点滴男」として断罪されました。警察の思い込みから始まり、警察がマスコミにリークして、「筋弛緩剤点滴殺人事件」が独り歩きをしてしまったのです。

☆山口正紀さんの講演のご紹介

1) はじめに

メディアが名付けた事件名＝筋弛緩剤点滴殺人事件自体が「犯人視報道」になっている。

報道の受け手も犯人と思ひ込み、その予断が裁判官の心証形成にも影響を与えているとしたら…。弁護側は「点滴に筋弛緩剤を混入しても、人を殺すことはできない」と「事件の存在」そのものを否定し、守大助さんは裁判で一貫して無実を訴えている。

2) 捜査の経過

2001年1月6日、宮城県警は仙台市の北陵クリニック元准看護師・守大助さん（当時29歳）を「小6女児A子の点滴ボトルに筋弛緩剤マスキュラックスを混入し、重体に陥らせた」として殺人未遂容疑で逮捕。警察は取り調べで自白を強要し、6～8日、容疑の一部を認めたかのような供述調書を作成。9日、守さんは阿部泰雄弁護士の接見をきっかけに否認し、以後は一貫して無実を主張。仙台地検は5件の殺人・殺人未遂の罪で起訴した。

3) 「事件」の背景

守大助さんが勤務していた北陵クリニックは経営難に陥り、経営改善のために高齢・重症患者を受け入れていた。急変対応出来る医師が不在。宮城県警は急変患者の増加を「事件」と思い込んでしまった。患者の容体急変は筋弛緩剤の薬効と矛盾している。1週間後に採尿された尿から筋弛緩剤が検出されるのか、科捜研の鑑定は疑われる。犯罪捜査規範では鑑定資料の全量消費は禁止されているにも関わらず、弁護側の再鑑定要請に対し、科捜研は「全量消費した」と回答した。

4) 科学鑑定を拒否した裁判

2001年7月、仙台地裁で初公判が行われ、守大助さんは起訴事実をすべて否認し、無実を主張した。156回の公判では患者の症状・科捜研鑑定の信用性などが争点になった。2004年3月30日、仙台地裁（畑中英明裁判長）判決は、「鑑定資料の全量消費は問題がないとはいえないが、信用できる。初期自白は任意性・信用性がある。」として無

期懲役の判決。

仙台高裁の初公判は2005年6月15日。弁護側は「科捜研鑑定で検出された化合物は、出現した分子イオンの測定値から見て、筋弛緩剤マスキュラックスの主成分ベクロニウムではない」との意見書を提出。しかし田中亮一裁判長はわずか3回（7月20日）で審理を打ち切り、2006年3月22日、控訴棄却の判決。弁護側は鑑定の誤りを指摘する専門家の意見書を最高裁に提出したが、2008年2月25日、最高裁第3小法廷が上告棄却決定。無期懲役が確定し、7月に守大助さんは千葉刑務所に移送された。

5) 無実を立証した再審請求・新証拠

2012年2月10日、守さんは仙台地裁に再審請求した。①「筋弛緩剤の成分が出たという科捜研・土橋鑑定は誤り」とする志田保夫・元東京薬科大学教授の実験鑑定意見書、②「小6女児の容体急変の原因は筋弛緩剤ではなく、ミトコンドリア病メラス」とする池田正行・長崎大学教授の意見書、③「自白は誘導・強制されたもの」とする浜田寿美男・奈良女子大学名誉教授の意見書を提出した。

特に①②だけでも直ちに再審開始を決定するに足る新証拠であり、弁護団は早期再審開始にむけ、精力的に裁判所・検察と三者協議を進めている。

6) メディアの影響

この事件の大きな特徴は「いきなり逮捕」。通常は「事件発生→捜査情報→被疑者逮捕」だが、本件では「逮捕発表」と「事件発覚」が同時。メディアは最初から「筋弛緩剤事件が起きた」ことを前提に報道、「筋弛緩剤点滴殺人事件」という「事件名」自体が犯人視報道になった。仙台弁護士会はメディアに「犯人視報道」に対し、異例の勧告をした。

河北新聞は守大助さんの住所の地番、学歴、職歴、本籍地、父親の職業まで報道。朝日新聞は1月21日からの連載記事で、「生命を預かる医療従事者が点滴を凶器とする」といった前代未聞の事件はなぜ起きたのかと「守=犯人」を前提にした。毎日新聞は1月21日付記事で「明るく仕事熱心な好青年」。その仮面の下に殺意が潜んでいた」と

「殺意の存在」を断定。読売新聞は逮捕翌日「揺らぐ医療倫理/『生死』にゆがんだ好奇心」の記事で医療ジャーナリスト、犯罪心理学者ら「識者の見方」を掲載し、「犯行動機」を分析した。

仙台弁護士会の勧告書は「総じて、本件各記事が各社の新聞に掲載された当時、守大助容疑者があたかも確定的に犯人であり、未曾有の大量殺人事件が守大助容疑者によって敢行されたかのような認識が社会的に成立した状況が見られた」とまとめられている。

一連の実名報道・犯人断定・プライバシー侵害報道は、「守=犯人」を確定した事実であるかのように印象づけた。捜査段階で警察の事情聴取に応じた関係者、一審証人などの大きな影響を与え、弁護活動に大きな支障が生じた。さらに一審・二審の裁判官にも予断と偏見を生じさせた可能性は否定出来ない。

7) 報道被害の原因と構造

報道被害が繰り返される原因として、①報道が警察・検察の捜査情報に依存し、「逮捕=犯人」を確定した事実のように伝える「犯人視報道」、②犯罪報道を「読者・視聴者の関心に応えるため」と称して大々的に扱う日本のメディアの伝統的特質、③大事件や特異な事件が起きると、集中豪雨のように大量の記事で紙面を埋めるセンセーショナルリズム、④記者の人権意識が希薄なこと——が挙げられ、報道被害救済がなされていない。

警察の統制下に置かれた記者クラブの取材、という構造的な問題もある。発生段階の集中報道、裁判軽視の取材システムの問題があり、えん罪事件の報道も、初報に都合の悪い情報は報道しない。報道をうのみにせず、メディアに「疑いの目」を向けて欲しい。

☆守大助さんからの手紙

守大助さんからの手紙が披露されました。

「私は医師の指示に基づいて、点滴をしただけです。絶対に筋弛緩剤を混入していません。(略)本日は私の冤罪事件を取り上げていただき、本当にありがとうございます。ジャーナリストの山口

正紀さんが本件について講演して下さることにとっても感謝しております。どうか真実を広げて下さい。(略) 仙台地裁へ日本聖公会からどンドン署名を送って下さい。どうか両親が元気でいるうちに帰らせて下さい。

2013年6月『仙台 北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件』無実の守大助」

☆ご両親の訴え

守大助さんは月に3回の面会が許可されています。ご両親が大助さんの最近の様子、現在までの経過と想いを話されました。宮城県警を定年まで勤務されたお父さん、大助さんの優しさを涙ながらに伝えて下さるお母さんの深い愛情に心揺さぶられました。一日でも早く再審が開始されることをどうぞお祈り下さいませ。



2013年 日本聖公会人権セミナーのご案内

「今、どうしても止めたい人権侵害」

日本聖公会管区主催による人権セミナーを、毎年各教区持ち回りで開催しています。昨年は、北海道教区の多大なるご協力をいただき、アイヌの人々の歴史と文化を人権の視点から学ぶ機会を与えられました。今年は、東京教区人権委員会のご協力を得て、「今、どうしても止めたい人権侵害」というテーマで開催します。

日本聖公会は、1996年の総会において「日本聖公会の戦争責任に関する宣言」を決議しました。その中で、植民地支配と侵略戦争を支持・黙認した責任を認め、その罪を告白しますと述べています。日本国憲法は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義に基づき1946年11月3日に発布されました。日本国は、国際平和を希求し、戦力を保持せず、国の交戦権を放棄しました。それにも拘わらず、日本政府は、憲法を改めて国防軍をつくり、戦争のできる国に、集団的自衛権まで保持しようとしています。そのために、政府は、基本的人権を制限するような人権侵害をあからさまに推し進めようとしています。

日本国憲法をテーマにした人権侵害の講演を池住義憲さん(元「自衛隊イラク派兵差止訴訟の会」代表。立教大学大学院キリスト教学研究家教員)

から「改悪憲法と人権侵害」、山口正紀さん(ジャーナリスト。「人権と報道・連絡会」世話人)から「憲法から考えるメディア」、そして「日の丸・君が代」強制(2003.10.23.通達、東京都教育委員会)に苦しみ訴訟中にある岸田静枝さん(元東京都立音楽専科教員)から講演していただきます。須賀力さん(真宗大谷派道教寺住職)から秋の例大祭と重なる靖国神社フィールドワークを通して天皇制と戦争について学びます。また、福島第1原発事故によって約15万人が避難生活を強いられ、且つ放射能や汚染水が漏れているにも拘わらず、原発再稼働やその輸出をしようとする政府があります。人権侵害に苦しむフクシマを越山健蔵司祭さん(小名浜ボランティア支援センター世話人・郡山聖ペテロ聖パウロ教会牧師・小名浜聖テモテ教会牧師)に講演していただきます。

東京または近郊からご参加の方は、部分参加が可能と思われます。1セッションは三百円、全5セッション通して千円になります。事前申込は不要です。詳しくは、この「かわら版」のポスターをご覧ください。皆様のご参加をお待ちしております。

2013年

管区人権セミナープログラム

今、どうしても止めたい人権侵害

日時： 10月17日(木)～10月19日(土)

場所： 牛込聖公会 聖バルナバ教会 ほか

下記のプログラムはどなたでもご参加できます。

参加費：1セッション 300円 全体 1000円

10月17日(木)

第1セッション 15:30～17:50

「フクシマの現況と人権侵害」

お話し 越山 健蔵 司祭

第2セッション 19:00～20:30

「憲法改悪と人権侵害」

お話し 池住 義憲 さん

10月18日(金)

第3セッション 10:00～12:00

「憲法から考えるメディアー

ー報道被害と表現の自由」

お話し 山口 正紀 さん

第4セッション 12:45～14:00

「日の丸・君が代」強制に反対

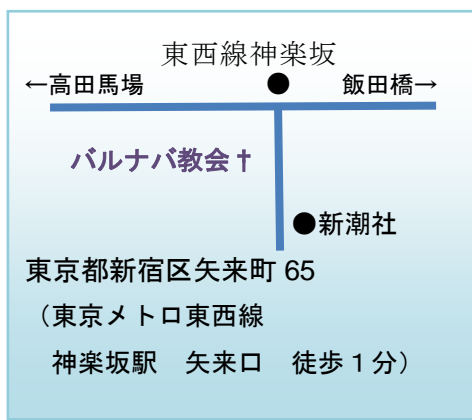
お話し 岸田 静江 さん

第5セッション 14:30～16:50

「千鳥ヶ淵・靖国神社(秋の例大祭)

フィールドワーク」

引率 須賀 カさん



オプション他

10/18日(金) 18:00

金曜首相官邸前原発反対デモ参加

10/19(土) 14:00～16:00

超教派「祈りの会」 「日の丸・君が代」強制反対

10/20(日) 午前 浅草聖ヨハネ教会日曜給食活動

担当 日本聖公会東京教区人権委員会 問合わせ先 井口司祭 090-1265-5901